

高松市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見および措置内容をそれぞれ同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成14年2月20日

高松市監査委員 花崎 政美
同 吉田 正己
同 谷本 繁男
同 菰渕 将鷹

平成13年度定期監査結果報告等について

第1 教育委員会教育部

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成13年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
教育部	総務課 学校教育課 社会教育課 少年育成センター 同和教育課 市民スポーツ課 教育文化研究所 高松第一高等学校	平成13年4月1日から平成13年8月31日までに執行した事務および財務に関する事務の執行 平成13年9月3日から平成13年11月13日まで

(2) 監査の方法

平成13年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。また、学校の施設管理について現地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

なお、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

また、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 改善を要する事項

ア 講演会開催に伴う講師謝礼金を報償費で支出すべきもの

講演会の講師に対する講師謝礼金を委託料で支出しているが、個人に対しては報償費で支出されたい。

(教育文化研究所)

- イ 実行委員会の会計処理を高松市会計規則等に準じて行うべきもの
 「本会の会計処理は、高松市財務処理に準じて行う。」と規定しているフレンドシップサマーキャンプ実行委員会が、バス借上げ料等の決定に際して、見積徴取、契約締結やこれに基づく支出負担行為をしておらず、領収書を徴取しているだけとなっているので、高松市会計規則等に準じた手続をするよう同実行委員会を指導されたい。
 (教育文化研究所)

(5) 今回の監査で指摘した事項に対する措置内容等

ア 平成13年度第53回全国都市教育長協議会総会出席者負担金領収書を適切に処理すべきもの

(ア) 改善を要する事項

平成13年度第53回全国都市教育長協議会総会出席者負担金については金融機関を通じて適正に支出されていると認められるが、監査対象部局は、同負担金に対して全国都市教育長協議会の発行した宛先、金額および日付が空白の領収書を保管していたので、同領収書について適正に処理されたい。

(イ) 措置された内容

当該領収書は、全国都市教育長協議会から出席者負担金の請求書と同時に送られてきたものであり、また一方、当該出席者負担金の支出については振込払いでなされるよう依頼されていたことから、出席者負担金は金融期間を通じ相手方の専用払込用紙で支出し、金融機関からの領収書は支出に関する書類に貼付し、出納室で保管されている。このようなことから、当該領収書は、事務処理上不用であるうえ、請求書と同時に発行されており公的文書には該当しないものと解し、廃棄した。
 (総務課)

イ 公民館使用許可等に係る事務を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

公民館の使用許可等について、市民の便宜を図ることを目的として公民館長が専決処分しているが、高松市教育委員会庶務規程および高松市事務決裁規程からすると、公民館長に公民館の使用許可等の専決権限はなく、公民館長が公民館の使用許可等の専決処分している手続に不備がある。

また、このことは、「高松市立地区公民館の同好会活動実施基準」により登録した同好会に対する公民館の使用許可および使用料の免除に係る事務手続に関しても同様である。

(イ) 措置された内容

公民館の使用許可および使用料の減免に係る事務ならびに各公民館に同好会として登録された団体の公民館使用および使用料の免除に係る事務については、その事務取扱を平成13年12月1日付けの決裁により定め、今後、規定した方法に従って事務手続することとした。
 (社会教育課)

ウ 使用許可申請書等を適正に処理すべきもの

(ア) 改善を要する事項

申請書の金額欄に記入誤りがあるものが見受けられた。また、4月使用分(3月申請分)のうち、使用料の算定に誤りのあるものがあった。

申請・使用	収入金額	正当金額
平成13年3月28日申請 平成13年4月6日使用	460円	690円

(イ) 措置された内容

使用許可申請書における使用料金額の記入誤りについては、監査委員からの指摘を受けて速やかに、所要の改正を行った。また、使用料の算定誤りがあったものについては、差引不足額の追加徴収をすることとし、平成13年12月14日付け決裁を経て、使用者に納入通知を行い、同月21日に同不足額を徴収した。

(社会教育課)

エ 「工事発注処理書」の様式を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

社会教育課で使用している「工事発注処理書」には金額記入欄が1箇所しかなく、発注前に金額を記入したのか、また、工事完了後金額が確定した時点で記入したのかがわかりにくい様式となっている。そこで、金額記入欄については「予算金額または見積金額」および「精算金額」などのように金額記入欄を2つにし、どの時点でどの金額を記入するのかを明確にして、「工事発注処理書」の適正運用を図る必要がある。

(イ) 措置された内容

「工事発注処理書」の様式については、監査委員からの指摘を受けて速やかに、工事費について発注前の見積金額等と工事完了後の確定金額を記入できるよう、様式の変更を行った。

(社会教育課)

オ 高松市公共施設利用総合情報システムから発行される体育施設使用許可書の様式を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

教育委員会で発行する体育施設使用許可書および(財)高松市スポーツ振興事業団で発行する施設使用料の領収書が、高松市体育施設条例施行規則に規定していない様式で併せて1枚の用紙に記載され、高松市公共施設利用総合情報システムから発行されているので、同許可書と施設使用料の領収書の様式が、高松市体育施設条例施行規則と一致するよう改善されたい。

(イ) 措置された内容

高松市公共施設利用総合情報システムから発行される体育施設使用許可書および領収書中、許可書と領収書の間には罫線を挿入するため、同システムのプログラムを変更し、平成14年1月24日から許可書の様式部分と(財)高松市スポーツ振興事業団の領収書部分の間に、仕切の罫線が挿入された用紙をプリントアウトし、同事業団が許可書を利用者に手渡す場合には、領収書部分を切り離して許可書として渡している。

(市民スポーツ課)

カ 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の請求受入れを適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

- a 行政財産の目的外使用許可台帳は調製済みだが、同許可に伴う許可年月日および許可期間の始期の記載誤りがあった。また平成13年度の行政財産の目的外使用許可使用料について、使用料の請求受入がされていないものがあつたので、規定に基づき適正に処理されたい。
- b 総合体育館の敷地内で鋼管柱(電柱)設置の同許可した後、予算書では電柱等の使用料を体育施設用地使用料の事項で受入れることとなっているが、総合体育館使用料の事項で受入れていた。

(イ) 措置された内容

a

行政財産の目的外使用許可台帳中、許可日等の日付の訂正は平成13年11月9日に行い、また、平成13年度分の使用料の請求受入れについては、同年12月27日に完了した。

- b 平成13年11月9日に、体育施設用地使用料の事項へ振替処理を行った。

(市民スポーツ課)

キ 物品の貸出に係る物品預かり証を徴取すべきもの

(ア) 改善を要する事項

(財)高松市スポーツ振興事業団が、高松市から委託されて管理している体育器具を、主管課で貸出を許可する決裁を受けた後、高松市体育施設条例に基づき貸出する際、同預かり証を徴取していない場合があった。

(イ) 措置された内容

平成13年11月9日以降の体育器具の貸出しについては、(財)高松市スポーツ振興事業団に対し、体育器具を貸出す場合は、物品預かり証を徴取するよう指導した。

(市民スポーツ課)

ク 施設修繕の工事発注事務を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

支出金額50万円以下の施設修繕について「工事発注処理書」の事務処理がされていないので、「工事発注処理書」の事務処理後、発注されたい。なお、この件については平成12年4月13日付けの措置通知で、平成11年12月1日以降の工事発注については「工事発注処理書」により、適正に契約事務を行っているとのことであるが、当該措置通知に基づいて処理が行われていない。

(イ) 措置された内容

支出金額50万円以下の施設修繕を行う際には、「工事発注処理書」の事務処理を必ず行うよう、平成13年11月9日に職員に対して指導した。

(市民スポーツ課)

ケ 市内出張命令を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

施設修繕の検査で、担当者が現場に出向いた日の市内出張命令簿を検査すると命令がなされていないので、高松市職員服務規程を遵守されたい。

(イ) 措置された内容

平成13年11月9日、職員に周知徹底を行い、市内出張命令の適正な処理と高松市職員服務規程を遵守するよう指導した。

(市民スポーツ課)

コ 行政財産使用許可台帳を適正に整備すべきもの

(ア) 改善を要する事項

電柱等に係る用地について行政財産の目的外使用許可を行っているが、行政財産使用許可台帳の所在が不明であるので、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定に基づき行政財産使用許可台帳を適正に整備されたい。

(イ) 措置された内容

平成13年11月12日、行政財産使用許可台帳を新たに作成した。

(高松第一高等学校)

サ 警備計画書を作成すべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市立学校は、年度の当初に、学校の警備及び防災の計画書を作成し、教育長にこれを提出しなければならない(高松市立学校の管理運営に関する規則第24条)が、警備計画書の作成、教育長への提出をしていないので、早急に措置されたい。

(イ) 措置された内容

警備・防災計画書を作成し、平成13年11月12日、教育長に提出した。
(高松第一高等学校)

2 監査委員の意見

(1) 市立学校(園)消防用設備等保守点検業務委託について

当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第4号により随意契約するものとしているが、同号に該当する場合かどうかは、毎年度、具体的に検討する必要がある。

(総務課)

(2) 各種委託業務の効率的な契約について

各種委託業務の契約のあり方については、現在、全庁的に検討中であるので、学校等警備委託業務を始めとする各種委託業務契約については、その検討結果を踏まえ、必要に応じて他部門とも連携をとるなどして、より効率的に処理されたい。

(総務課)

(3) 消防用設備等の自主点検について

小・中・高等学校における消防用設備等の自主点検は、安全点検にあわせて行っていることは、差し支えないが、その対象は消防用設備等として総括的に点検しており、個別にはしていない学校がある。消防用設備等の自主点検の徹底を図るため、個々の消防用設備等に応じた点検方法(基準)を定め、設備等ごとの点検結果を記録することが望ましい。

(学校教育課, 高松第一高等学校)

(4) 避難・防災訓練について

小・中・高等学校における避難・防災訓練については、実施記録を残していない学校があるが、反省会等で検討した訓練の問題点などを、実施記録を残して次回の訓練や災害時に活かすようにされたい。

(学校教育課, 高松第一高等学校)

[次ページ](#)

戻る
